

---

# 社会問題としての「犯罪報道」の構築

——構築主義視点からみる「匿名報道主義」によるクレーム申し立て活動——

大庭絵里

---

## 1. はじめに

本稿は、構築主義のアプローチをとる社会問題研究の一つとして、「犯罪報道」へのクレーム過程を考察するものである。すなわち、犯罪報道における実名報道をはじめとする様々な報道実践を「社会問題」としてクレームする人々の活動に着目し、その活動の展開を社会問題の構築過程として追究することが本稿の目的である。

構築主義アプローチとは、社会問題を客観的な「状況」ととらえて、その「状況」を分析するのではなく、社会問題はクレームする人々によって構築される過程であり、社会問題として定義していく過程に注目する研究視点である。この視点は、1977年にキツセとスペクター (Kitsuse and Spector, 1977 = 訳, 1990) が提唱して以来、20年近い年月の中で様々な批判や議論を経て、アメリカでは多くの経験的研究が積み重ねられている。日本においても、その歩みは着実に進みつつある。本稿は、構築主義の視点とそれへの批判について理論的レビューを行うことが目的ではないので、その詳細についてはふれないが、あえて、本稿の土台となる視点を明示する<sup>1)</sup>必要はあるだろう。本稿は、構築主義アプローチの中でも厳格派とよばれる構築主義視点と方法を

採用する<sup>2)</sup>。つまり、イバラとキツセ (Ibara and Kitsuse, 1993) の研究視点と概念装置を基礎として、人々が「問題」だとクレイムする対象（ここでは実名報道による犯罪報道）について、筆者がその実態や構造について分析するのはではなく、人々が「問題」だとクレイムしたり、それに対して対抗クレイムが生じる際の言説やレトリックを研究対象とする。レトリックとは、ある「状態」のカテゴリーについてクレイムする場合に使用される言語的資源である (Ibara and Kitsuse, 1993)。犯罪報道を「問題」ある「状況」としてカテゴリー化し、クレイムを申し立てるにあたって、どのようなレトリックが使用されるのか、その複数のレトリックの関係や対抗クレイムはどのようなものであるのかを分析することが本稿の課題である。

社会問題の構築過程は、それ自体時間のかかる過程であり、実際、犯罪報道を「問題」であるとする活動も進行中である。そこで本稿はクレイム申し立て活動の初期における言説の応酬に焦点を絞る。また、構築主義アプローチを採用しつつ、その概念装置の応用可能性や発展可能性についての議論に進むための予備的考察として本稿を位置付けたい。本稿は、犯罪報道へのクレイム申し立て活動を「社会問題」の構築過程として研究する第一歩の作業なのである。

本稿において考察の対象となる質的データは、犯罪報道に対する諸運動、特に「人権と報道・連絡会」を中心とする市民団体（ネットワーク）やその他の団体（弁護士会や新聞社の労働組合など）が活動の中で記した記録、新聞報道における記事、犯罪報道に関する刊行物などの書かれた資料、活動に関わる人々へのインタビュー、そして参与観察によって得られた知見である。筆者の「人権と報道・連絡会」への参与観察は、全くの「中立的立場」で行ったわけではない。筆者は、この会のメンバーとして関わりながら参与観察することとなった。ここで、研究者の「中立性」の議論が起こりうるが、どの「立場」でなければ、あるいは全くの「中立」でなければ、研究は妥当でないという議論は、即座には受け入れがたい。「調査者自身が“社会”という

社会問題の舞台の登場人物である以上、その選択が実践的および倫理的問題への免疫を保障しないことは自明である」という中河（1995）、「研究の成果は基本的には、データに対する細かい、目配りや論理展開の一貫性・切れ味のよさなどの点で計測されるべき」という赤川（1996）の考え方に筆者は賛同する。

本稿では、「人権と報道・連絡会」を中心として、後述する「匿名報道主義」を主張する人々をクレーム申し立てのメンバーと考えている。このメンバーは必ずしも「人権と報道・連絡会」会員を意味しない。「匿名報道主義」に共鳴する人々をそのメンバーと考える。一方、対抗クレームを申し立てるメンバーは、「匿名報道主義」に共鳴しない人々であり、報道機関もその一員である。また、本稿で論じる「報道」とは新聞を媒体としたものである。それは、そもそもクレーム申し立て者が新聞報道における犯罪報道をターゲットとして活動を始めたからである。

## 2. 「匿名報道主義」の誕生及び問題の定義

「人権と報道・連絡会」が発足したのは、1985年7月である。「人権と報道・連絡会」では、月一回の定例会において犯罪報道をはじめとする様々な報道の実態、報道の問題点の討議、被報道者によるマスコミ機関への異議申し立ての援助などを行っている。メンバーには、被報道者、ジャーナリスト、研究者、弁護士などが含まれる。さらに、年に一度のシンポジウムや、メンバーによる出版物の刊行などを通じて、議論の場を拡大している。この会による犯罪報道に対する問題意識は、次の「人権と報道・連絡会 案内」において表されている。

「現在の犯罪報道は、『犯罪者』に見せしめ制裁を与え、当局サイドに偏る取材が権力による情報操作を招いています。そして、無実の市民に拭い難い人権侵害を与える誤報が絶えません。誤った報道は本人だけでなく家族、

関係者、さらには被害者のプライバシーをも踏みにじています。犯罪報道を変えていくためには、まず報道による人権侵害の事実<sup>3)</sup>に目を向けるべきです。(中略)その作業の中心はマスコミ関係者、とくに報道現場で働くジャーナリストと市民の協力によって進められるべきだと思います」

この会の目的が「マスコミ報道による人権侵害を防止するため」(山際, 1988)であることからわかるように、ここでは、問題は「マスコミ報道による人権侵害」であると定義されている。

会の発足より1年前、『犯罪報道の犯罪』(浅野, 1984)が刊行された。同書は、犯罪報道により精神的、物理的被害を受けた被報道者の事例をあげ、その原因が逮捕段階で被疑者を実名報道することにあると論ずる。その解決策の一つとして著者の浅野健一は「匿名報道主義」を提唱する。「匿名報道主義」の主張はおおよそ次のようにまとめることができる。①現在の犯罪報道は被疑者を(被害者も)逮捕段階で実名、住所、職業、年齢を明らかにして報道し(1989年までは被疑者は呼び捨て)、取材源はほとんどが警察などの捜査当局であり、被疑者については一方的な報道となっている。このような実名報道は被疑者を「犯人視」することになり、その報道によって、被疑者やその家族までもが様々な人権侵害をうける。②この状況を解決するには、「無罪推定」の法理のもとに被疑者・被告人・囚人について、氏名、年齢、職業、住所などによりその人が本人であると推知できるような記事や写真を報道しないことである(公人による犯罪を除く)。③オンブズマンや報道評議会などの第三者機関によって人権侵害の防止、救済をはかるべきである(浅野, ibid; 1985)。

この浅野の「匿名報道主義」の主張は、自らが世話人のひとりである「人権と報道・連絡会」の活動にも引き継がれる。「人権と報道・連絡会」は「マスコミ報道による人権侵害」という問題の定義をひろく設定しつつ、犯罪報道に関しては、問題となる「状況のカテゴリー」をいくつか特定し、クレイム活動を行っていく。

日本において、犯罪報道による人権侵害を「問題」として定義し、クレームを申し立てた人々は、浅野以前にもいた。浅野によれば、1950年、九州弁護士会連合会、中部弁護士会連合会が起訴前の被疑者・関係者の氏名や被疑事実を公表しないよう検察庁及び警察署に要求する決議を行っている。また、公安事件で被疑者・被告人となった人々への救援活動する運動団体からマスコミ批判が起きていると、浅野は著書の中で述べる。1980年には、関東弁護士会連合会が「報道と人権」をテーマに調査・研究を行い、「不当報道」による「人権侵害の実情」と防止策について、シンポジウムで報告した（関東弁護士会連合会、1980）。

こうした地域の弁護士会や運動団体、ジャーナリストの犯罪報道に関する言説の中では、犯罪報道（特に誤報など）は「不当報道」「人権侵害」として位置付けられている。このように、犯罪報道へのクレームは各分野において散在していたが、浅野の『犯罪報道の犯罪』、そしてそれに続く「人権と報道・連絡会」の結成（東京）と活動は、そのようなクレームを接合し、継続、発展させる発端となった<sup>4)</sup>。

「匿名報道主義」という言葉は、活動の性格を表し、クレーム申し立ての内容を集約するシンボリックな言語である。また、それ以前に散在していたクレームを統合する役割をも果たすのである。

浅野はこの「匿名報道主義」を明言するにあたり、その言説の資源を日本弁護士連合会の主張、及び、スウェーデンの報道倫理綱領及び報道実践に見出した。たとえば、浅野が影響を受けたという日本弁護士連合会の『人権と報道』は次のように犯罪報道に対して論じる。

「……いかにそれ（注：犯罪事件）が読者の関心をひくものであっても、世間の関心ないし好奇心がそのまま公共の利害につながるわけでは決してないのであって、興味本位の犯罪関連事実の報道には厳に反省が求められるべきである、と考える。（中略）少なくとも無罪の推定を受けているはずの被疑者・被告人に対しては、原則として、氏名を公表することなく報道す

べきである、と考える」(日本弁護士連合会, 1976: 105)

また、スウェーデンの報道倫理綱領には次のような条項がある。

「一般市民にとって明白な社会的関心がない限り、氏名の公表が人権侵害となるような報道をやめよ。とりわけこのことは、被疑者・被告人・囚人にあてはまる」(スウェーデン報道倫理綱領, 浅野, 1984: 308における引用)

特に日本弁護士連合会が、後に「匿名報道主義」と呼ばれる発想と同じ考えをすでに1976年に刊行していたことは、その後の弁護士による「人権と報道」へ取り組みと活動に影響を与えたと考えられる。その他、報道機関、報道関係労働組合、研究者など、様々な分野に「匿名報道主義」が紹介され議論の対象となっていく。

同時期に、「報道被害」という言葉も流布され始める。「報道被害」は、「匿名報道主義」と同様、クレーム申し立て活動の特性に関連するシンボリックな語である。もともと「報道による人権侵害」という語句が、弁護士、ジャーナリストらによって使用され、それによって問題となる「状況」が表わされていた。しかし、1984-85年頃より、浅野の著作や「人権と報道・連絡会」は「報道被害」という語を使用し始める。「人権侵害」という語では意味される内容が漠然としているが、「報道被害」という語によって「被害」の原因は「報道」であることを特定し、明確に表すことが可能となる。また、「報道被害者」は自らの体験を「被害」として語る機会をもつようになる。「報道被害者の立場」「被害の実態」「被害状況」という語彙によって、報道被害者は自らの体験をクレームに変えていく。「報道被害」という語は、報道に関する刊行物や新聞においても使用され、定着していった<sup>5)</sup>。

「匿名報道主義」を推し進めようとする活動のメンバーは、逮捕時に被疑者が実名で報道される報道実践を「問題」と見なす。なぜなら、その報道実践によって「報道被害」が生み出されると認識するからである。ここで、「匿名報道主義」の活動が二層の「社会問題」の構築に携わっていることに留意し

たい。まず、被報道者は、自らが体験した「状況」を「被害」として同定する。また、メンバーたちは「報道被害」という「状況」の実態調査、インタビューを通して、「問題となる状況」=「被害」を同定する。次に、メンバーたちは「報道被害」をもたらす報道実践を「問題」として定義し、その「問題」の「解決」のために「匿名報道主義」を主張する。このような2段階を経て構成されているのが、この「匿名報道主義」のクレーム申し立ての特徴である。そのため、「匿名報道主義」のクレームは、報道実践の変革に関するレトリックと被害の救済に関するレトリックから構成されている。

「匿名報道主義」のメンバーは被報道者が語る言語を「報道被害」というフレームの中で再構成し、その救済と防止を呼びかける。これは、いわば「匿名報道主義」のメンバーが、被報道者のローカルなクレーム（自分たちのことを報道しないでほしい、報道のせいで社会の中で生きていかれなくなった等）を「匿名報道主義」というクレーム申し立てを構成する言語（無罪推定の原則を報道において徹底することによって、ある程度の被害を減らす）に言い直す作業でもある。

さらに、問題として定義される報道実践が、実名—匿名という記述の仕方のみならず、取材から紙面に至るまでの報道プロセス及び報道の理念（「知る権利」や報道の「公共性」など）に関わるため、その諸要素ごとに論争が発展する。後述するように、対抗クレームとの応酬の中でそのクレームの内容は明確化する。たとえば、「匿名報道主義」は、知る権利、名誉毀損、プライバシー侵害、無罪推定といった法の言説に入り込み、また、法学研究者や弁護士議論を言説の資源として取り入れる。同様に、「報道被害」救済のための制度、プレス・オンブズマンや報道評議会の導入についての主張も、報道に関連する制度の言説への参入につながる。ただし、本稿では、主に実名—匿名という被疑者の扱いを中心に論じる。

### 3. 「匿名報道主義」対「実名原則」

犯罪報道においては実名報道が慣習となっている。それは報道機関の報道基準としても明文化されている。ここでは、実名報道を維持する機関の公式見解（新聞紙面上での社会部長や事件担当者の見解）や他の刊行物での記者などの発言を「実名原則」派としてカテゴリー化する<sup>6)</sup>。

「匿名報道主義」の立場からその慣習に対してクレームが提起されたとき、報道機関や報道に携わる記者たちなど、報道の慣習を維持する側は、なぜ実名報道が原則なのか、その根拠を提示する必要に迫られた。それは、「匿名報道」を求めるクレームに対する対抗クレームとして考えてよいだろう。また、「実名原則」を維持する側からの対抗クレームが登場し、「匿名報道」批判をはじめたこと自体、「匿名報道主義」の存在を公式に認めたことを表す。犯罪報道が実名報道を原則とすることは、報道機関の報道基準にすでにうたわれているものだが、1984年以降、実名報道の原則に関する論拠が匿名報道との比較から提示されだした。すなわち、「匿名報道主義への疑問」、「反論」という形での言説があらわれたり、報道機関の公式見解として実名原則の再確認がなされた。このクレーム—対抗クレームの応酬は、一見、「匿名報道」対「実名報道」という報道テクニックの議論の様相を呈する。しかし、それは犯罪報道の意義と理念をめぐる論争である。「実名原則」派は、単に慣習の維持をはかるためだけではなく、「匿名報道主義」からの問題化に対して、「脱問題化」をはかる。

#### (1) 「実名原則」派による対抗クレーム

犯罪報道は、なぜ被疑者を実名で報道するのか。「実名原則」派の主張の基本は三つあるといわれている。第一に、報道の使命は正確な事実を伝えることであり、「だれか」はその出発点である。第二に、犯罪の背景を描き、その

社会性を掘り起こすのに実名は欠かせない。第三に、警察は「だれをどのような容疑で」逮捕するのか社会に対して明らかにすべきで、そのチェックのためにも実名報道は欠かせない(柴田, 浅野, 1987における引用)。これらをより細かく考察してみよう。

「実名報道」派による「匿名報道主義」への対抗レトリックには、クレームによって提起された問題となる「状況」=「報道被害」の存在を認めるが、その解決策を拒絶するという消極的対抗クレームと、クレームそのものを拒否し批判するという積極的対抗クレームを見出すことができる。これはイバラとキツセの分類する「同情的対抗レトリック」と「非同情的レトリック」に呼応するものである (Ibara and Kitsuse, 1993)。

まず、「実名原則」派は、総じて「匿名報道主義」の主張を受け入れないが、被疑者や被害者といった被報道者の人権が侵害されているというクレームは認める。少なくとも、犯罪報道によって被報道者は何の被害も被らない、という対抗クレームは見いだされない。しかし、「匿名報道主義」がクレームする解決法は拒絶される。

そのようなクレームへの対抗レトリックとして現れる一つが、「人権と犯罪報道が絶えず対立するのは宿命である」という返答である (山崎, 1985: 48)。また、被疑者として報道された人の家族が「不当な迫害を受けるのは、社会が遅れているから」だという反応を示す場合もある<sup>7)</sup>。これらの反応は、「クレームには同情する。しかし……」という形で登場する「同情的対抗レトリック」の典型であり、クレームに対するとまどいを表すものと考えられる。これらは、いわば、自然現象のような状況にクレームを申し立てられても困る、あるいは、クレームされる「状況」の存在は認めるが解決のクレームの申し立て先を間違えている、という消極的な対抗レトリックである。

「匿名報道主義」に対する「同情的対抗レトリック」あるいは消極的対抗レトリックとして提起されるもう一つは、クレームに対する「戦術批判」のレトリックである。これは、報道被害という「状況」を認めるが、その解決策

として、被疑者を匿名で報道するという前に考えるべきことがある、という対抗クレームである。いくつかの例から以下のように整理できる。

- (1) 報道被害を生み出す原因として、報道の行き過ぎや取材方法のエスカレートが問題である。見出し、内容などの面でやるべきことが多い、という取材者の練度による問題の解決を主張する（柴田，1984=1986：175；富森，1984=1986：311<sup>8)</sup>）。
- (2) 被疑者が無罪となったら、続報によって名誉回復をはかる（柴田，1984=1986：176）。
- (3) たとえ仮名であっても人権侵害を起こす恐れがないとはいえない（水上，1984=186：311<sup>9)</sup>）。
- (4) 実名一匿名の線引きは技術的にも、論理的にも難しい。有力者だけを実名にするのは矛盾である（柴田，1986=浅野，1987：173における引用）。

以上の(1)(2)は「匿名報道」という方法をとらなくても、現行の実践の中で解決可能であるという対抗レトリックであり、「匿名報道」による解決策を拒否する。(3)(4)はどうにも手の打ちようのない「宿命」を表現することによる対抗レトリックである。

しかし、「実名原則」派による対抗クレームは、単に報道被害の解決策として拒絶としてのみ申し立てられているのではない。「実名原則」派は「実名」が原則であり、それが妥当であるという対抗クレームを報道の自由、公共性という報道の理念と意義の枠組から構成し、展開する。そこで、「匿名報道主義」派との間の論争は、犯罪報道のあり方をめぐる言説の応酬という様相を呈する。

「実名原則」派にとって、いまだ現実ではない「匿名報道主義」の実施は、「問題」として定義される。単なる解決をめぐる消極的対抗レトリックを越え、「実名原則」派は、「匿名報道主義」こそ「問題」としてカテゴリ

一化し、その推定される「状況」に対して対抗クレームを申し立てる。「実名原則」の妥当性を主張する際に、「匿名報道主義」がいかにか妥当でないか、積極的に対抗クレームを申し立てるという形式をとるのである。「実名原則」派は新たな「問題」を構築し始める。

「匿名報道主義」に対する「実名原則」派からの対抗クレームの中で推論される「問題」は次のように整理できる。

- (1) 匿名報道では事実の正確な報道ができない——「事件のもつ意味は、記事の基本要素である5W1Hによって伝えられるのであり、『WHO(だれが)』を欠けば、必然的に意味が失われ……人間と社会の記録として不十分なものになる」(清水, 1984=1986:203), 「報道の基本はやはり実名です。事実を正確に報道することが新聞の使命であり、機能だからです。匿名報道では事実関係があいまいになってしまって、真実の核心に迫ることはできません」(柴田, 1984=1986:173)。
- (2) 匿名報道では一般読者からの信頼を得られず、知る権利に応えられない——「犯罪報道は匿名でやれということを厳密に適用していけば、被疑者の名前、写真、生い立ち、これらはすべて書けなくなることになる……被害者の名前もふれられなくなる……匿名報道をやった場合、この事件がどういう事件であるかは、まず一般の読者はわからないと思う……国民の知る権利、国民のニーズに応え、より人間らしさを出したいと思うときに、犯罪報道に実名原則は欠かせず、貫いていかななくてはならない」(山崎, 1985:46)。
- (3) 匿名報道では権力の行使を監視(権力チェック)できない——「匿名報道が捜査当局の密室性を助長しかねない……捜査当局が“匿名の必要性”を理由に情報を操作してくるだろう」(井上, 1984=1986:222), 「人を逮捕するというのは大変な人権問題だから、警察はだれをどのような容疑で逮捕したのかを社会に対して明らかにすべきであり、それをチェ

ックする意味でも（実名が）原則」（朝日新聞1986年3月27日朝刊における柴田氏の発言）。

- (4) 匿名報道は「犯人探し」を生む——「匿名の犯罪報道は地域での犯人探しの現象を生む」（井上，1984=1986：222）。
- (5) 匿名報道になると取材・記事が甘くなる——「匿名報道になると，取材の詰めも甘くなり，記事まで書きとぼしがちになる」（柴田，浅野 1987：161における引用），「被疑者の人権が守られるから逆に無責任なことを書くケースがでてくるのではないだろうか」（山崎，1985：48）。

さらに，「実名原則」の必要性・妥当性は，犯罪報道の役割に関連して論じられる。

- (6) 実名報道＝社会的制裁——「報道の役割のなかで，社会に対するチェック機能は最も重要な部分です。社会のなかの不正，腐敗，犯罪などを摘出し，糾弾する報道は，結果としての社会的制裁と切っても切れない関係にあります」（柴田，浅野 1987：172における引用）。
- (7) 実名報道＝犯罪抑止——「実名主義は報道内容をあいまいにしない厳しさを取材者に求めるものであろうし，社会が犯罪の抑止力をそこに求めているかにみえる」（高羽，1989）。

以上は，「実名原則」派の代表的な対抗クレームである。「実名原則」派にとって「匿名報道主義」を「問題」とすると推論する根拠は，①犯罪報道が事実の正確な記述でなくてはならないこと（「誰が」は事実の構成要素），②犯罪は社会を反映するものであるから，犯罪報道には「公共性」があり（それ故に実名も含め事件は知る権利の一部），対社会的には，社会に警鐘をならす役割が犯罪報道にはある，③捜査当局（権力）への監視のためにも「実名」が必要となる，という3点に要約されるだろう。

ここで，この対抗レトリックが依拠する資源や文脈に注目する必要がある。

先の消極的対抗レトリックが「報道被害」を問題となる状況のカテゴリーとして語られるのに対し、この「実名原則」派による「匿名報道主義」への積極的な対抗レトリックは、「匿名で報道される犯罪報道」が対象となる状況のカテゴリーである。前者が、「報道被害」の解決を枠組とした文脈の中で語られるのに対し（解決策には応ずることができないにしても）、後者は、犯罪報道の対社会的、対捜査当局的な役割に関連して語られている。後者の対抗レトリックの枠組は、報道の使命と権利であり、「事実を正確に報道し、読者の知る権利に応え、権力を監視する」というジャーナリズムの特性に関する文脈のもとで「実名報道」を維持するための語彙が用意される。言論の自由、報道の自由という近代社会において与えられる権利に関する語彙が言説を構成する。ただし、ここでは報道被害、すなわち報道が人権侵害を引き起こすことと、それへの解決策に関連する語彙がみられない。

対抗クレームが依拠するもう一つの資源は、「実名原則」が慣習であることである。事実の正確な報道はなぜ被疑者の名前（「誰か」）を要求するのか。それは「事件報道の長い歴史と伝統から実名主義を基本とし、裁判の審理を待たず捜査当局の動きを動きとして一刻も早く速報している」（高羽，1989）からなのである。少年事件や精神障害者の事件についてのみ匿名で報道されるが、それは「例外」として扱われる。

対抗クレームは、時に法執行の結果の妥当性を背景として申し立てられる。「被逮捕者の起訴率・有罪率の高さ」は、逮捕段階での報道を合理化する根拠として、「実名原則」派によって運用される<sup>10)</sup>。さらに、犯罪に関する感情（犯罪を憎む国民感情）も、逮捕段階での実名報道を支える根拠として運用される。このことは、とりわけ、1989年の「呼び捨て」廃止宣言まで顕著である。一方、被疑者の氏名を「実名・呼び捨て」で報道することは、「逮捕＝犯人」であるイメージを読者に与えるとして、「匿名報道主義」派によって「問題」としてカテゴリー化される。「実名原則」派も被疑者の「実名・呼び捨て」が読者に対して「犯人」であることを感受化させる語彙であることを認めるが、

それを「問題」としてカテゴリー化しない。その理由を表す言説の資源が「起訴率・有罪率の高さ」や「国民感情」なのである。

しかしながら、多岐にわたる「実名原則」派のクレームのうち、1989年11月－12月の新聞社による「呼び捨て」廃止宣言（被疑者の呼び捨て廃止し、「容疑者」もしくは肩書きを実名に付加する）を経て、「犯罪報道が社会的制裁の役割や犯罪防止の役割をもつ」という対抗クレームは、姿が見えなくなる。新聞各社によって表現はやや異なるものの、「呼び捨て」廃止の主な理由は、「被疑者の法的立場」を明確にすることであり、起訴後には氏名に「被告人」を付けるのに対し、逮捕時のみ呼び捨てだった矛盾を解決するためである。しかし同時に「人権への配慮」、「人権意識の高まり」といった語彙も理由の一部に使用される。「呼び捨て」廃止宣言は対抗レトリックに一定の影響を与えたようだ。「人権への配慮」は「実名原則」派による「社会的制裁」の語の使用を限定したかにみえる。

1990年初め以降、顕著に表明される対抗クレームは、実名報道によって警察の権力行使を監視するという観点からのものである。これは、匿名報道が拡大することにより警察発表すらも匿名での発表になる「状況」への危惧をあらわす。その危惧は、次第に彼らにとって現実のもとして認識され、それ故に「匿名報道」への対抗クレームを再度申し立てる。<sup>11)</sup>

## (2) 「匿名報道主義」と「実名原則」の両者が依拠する「報道の使命」

「知る権利」、報道の「公共性」は、「実名原則」派・「匿名報道主義」派の両者によって同様に使用される、報道の使命に関する語彙である。これらの語彙は、報道に関して何等かのクレームを申し立ての言説に説得力をもたせる。しかし、両者によって使用され方が異なる。匿名報道主義派にとって、一般私人の犯罪事件の場合にその人のアイデンティティは「公共性」がなく、「知る権利」の対象とはならない（浅野，1984；山口，1986）。一方、「実名原則」派にとって、「知る権利」の対象とする犯罪事件の範囲は広く、私人、公

人という区別は明確ではない。「実名原則」派・「匿名報道主義」派のそれぞれの言説の間で概念の適用範囲が異なる。しかし、権利と使命に関するレトリックとしては、両者とも同様の言語資源に依拠しているのである。

#### 4. 「匿名報道主義」のクレイムの明確化と「実名原則」

「匿名報道主義」派からのクレイムと「実名原則」派からの対抗クレイムの応酬は、報道関係者、弁護士、法学者を含め、議論の場を拡大させた。「人権と報道」という大きなテーマの中で、細分化し、焦点を明確にする議論も進行した。

「匿名—実名の線引きが難しい」といった「実名原則」派からの批判に対応するため、「人権と報道・連絡会」は顕名基準研究会を設け、「市民のための新聞作りに向けて——匿名報道主義における顕名基準試論」を発表する（山口，1986）。「顕名基準」とは、「実名報道」を原則とし、少年や精神障害者などを「例外的に匿名」で報道するという現行の基準とは対立的に、「匿名を原則」とし、公人や権力の絡む犯罪に限り「顕名」にする、という「匿名報道主義」のもとでの基準である。「顕名」という語自体、「実名」原則への対抗姿勢を表す語であり、「市民のための新聞」というタイトルに代表されるように、この試論はある種の秩序化への試みを具体的戦術として表す。

その後、同会は「検証・被疑者顔写真・連行写真」（報道基準研究会，1988）において、実名原則に加え、被疑者顔写真や連行写真の掲載をもクレイムの対象とすることを明確にする。被疑者は逮捕時の実名（住所、職業、年齢も含む）報道のみならず、顔写真や連行写真によっても、「犯人視」されていることを問題としてカテゴリー化し、顔写真・連行写真の掲載には法的根拠がなく、被疑者のプライバシーや肖像権など人格権を侵害するものである、とクレイムする。

さらに、同会は、「ニュース価値判断基準の検証——市民のための新聞作り

III」において、現行の犯罪報道のニュース価値基準の脱パターン化をはかり、「市民的転換」を呼びかける（山口，1990年）。すなわち、従来の「犯罪報道」を「警察報道」として批判し、「警察の捜査のあり方を問い、違法捜査や人権侵害をニュース価値としてとらえ直す」作業と「差別の告発や少数者の視点からの問題提起」を重視する。そして「市民的立場に立った」ニュース価値判断基準を提起するのである。

こうした「匿名報道主義」による「基準」作りをケース・スタディを通して行うことにより、「匿名報道主義」派はそれが単なる理念ではなく実行可能な報道実践であることを主張する。その際、「市民的立場」「市民的転換」という「市民」に関する語彙は、「実名原則」の慣習を脱パターン化し、新たな秩序化への感受性を引きおこす言語的な道具立てとなっている。<sup>12)</sup>「実名原則」派からの対抗クレイムに「対抗」する過程で「匿名報道主義」派によるクレイムは具体化、明確化する。自らのクレイムを説得的に申し立てる手だてとして、ケース・スタディが行われ、クレイムは「市民」に関する語彙によって語られる。

このような「匿名報道主義」のクレイム申し立ての戦術は、時に「科学的スタイル」（Ibara and Kitsuse, 1993）を帯びることがある。ケース・スタディもその一つとして考えられる。また、統計を説得性のある言説の資源とする場合もある。「実名原則派」は逮捕時の被疑者報道を妥当化する根拠として「起訴率・有罪率の高さ」をあげるのだが、浅野（1984）は、1982年における起訴率は全事件で88.6%であるものの、「業過を除く刑法犯」の起訴率は57.2%にすぎず、殺人事件（未遂を含む）では起訴率は42.9%にすぎない、という。そこで浅野は、「一般犯罪では被疑者の10人のうち4人以上が起訴されない」と結論する。「一般犯罪では被疑者の10人のうち4人以上が起訴されない」という数字を、多いとみるか、少ないとみるか、解釈は様々だろうが、少なくとも、「匿名報道主義」派にとっては起訴率は「少ない」のであり、「起訴率・有罪率」を理由に「逮捕時点でマスコミが実名を出して犯人扱

いってしまう不当性に、だれも反論できないはずである」と主張する (ibid)。

同様に、「警察による匿名発表が増えた」という「実名原則」派の対抗クレームに対しても、「人権と報道・連絡会」は傘下の記者たちに対する調査を行い、その対抗クレームが「あまり根拠がない」と、結論する<sup>13)</sup>。

社会問題の構築にあつて、メンバーはある「状況のカテゴリー」について、「実際はどのようなものであるか」の判断の正当性を争う。その際、メンバーは、相手のクレームを自らの視点から見る「状況」の文脈において検討する作業にとりかかる。クレームの「正しさ」や「誤り」を主張するとき、メンバーは、あたかもコンテクスト派構築主義視点での社会学研究と同様の作業を行っている。

## 5. おわりに

1984年以降1990年前後までの、「人権と報道・連絡会」をはじめとする「匿名報道主義」の主張と、「実名原則」を維持する側の主張は、もっぱら、「実名」対「匿名」の表現上の議論に加え、犯罪報道のあり方をめぐる言説の応酬であった。「匿名報道主義」派は「報道被害」という語を生み出すことによってクレームの特性を明確にしつつ、さらに「報道被害」を生み出す報道実践＝「実名」の原則を「問題」として定義し、構築する活動を進めていった。それへの対抗クレームは、「報道被害」よりもむしろ「匿名報道」という「状況」のカテゴリーに対する危惧から言説を構成する方向にむかった。クレームー対抗クレームは、双方に対し、明確化、具体化を促し、「匿名報道主義」はさらなる「問題」の構築にむけてクレーム活動を発展させようとしている。以下は、クレームの概要を捉えたにすぎない観のある本稿を、さらに構築主義アプローチからの「匿名報道主義」の研究として深める上で今後考察すべき課題である。

前述のように、「匿名報道主義」を掲げるクレーム申し立てやそれへの対抗クレームは、今も進行中である。クレーム申し立ての拡大化やその内容の具体化については、今後も考察する必要がある。たとえば、「匿名報道主義」派は、クレームの具体化、明確化の作業と同時に、知る権利、名誉毀損、接見交通、当番弁護士制度、報道被害者救済制度など、取材から報道に至るすべての過程に関わる諸問題について、弁護士や法学者との間にフォーラムを形成し、法制度のディスコースに入り込む。法律家とのフォーラムはクレームの具体化にとっての資源を提供し、また、クレーム申し立て活動の拡大につながった。その過程についての分析は、次の機会に行いたい。

「匿名報道主義」が報道関係者を一部含みながらも市民ベースでボランティアスティックに加わるメンバーによって展開される活動であるのに対し、本稿でとりあげた「実名原則」派は、新聞社の警察担当の記者であったり、新聞紙面上にあらわれる新聞社の公的見解である。メンバーシップの特性が言説と関連しているのではないだろうか。新聞紙面上において提起される見解は、「慣習」=「実名報道」を維持する内容となって語られるのも、当然なのかもしれない。逆にいえば、「実名原則」派はあえて発言の場を求めようとせずとも、すでに新聞というアリーナの指定券を獲得していた。また「実名原則」派自体がアリーナであったとも考えられる。従って、新聞とは異なるアリーナにおいては、「匿名報道主義」の言説が目立つ。とはいえ、クレームが登場する媒体の相違を越えて、双方のクレームは影響を及ぼし合った。新聞紙上にたまたま登場する人権と報道に関連する記事の存在は、その結果と考えるてもよいだろう。

しかし、そうした両者間の相互作用は、紙面や刊行物に限らない。具体的なメディアに対する苦情申し立てや、メディアに対する訴訟という場面での相互作用も重要な要素である。この場合には、被報道者がクレーム申し立てに積極的にかかわることになるが、法廷や苦情処理という手続きは、クレームをどのように変化させるのだろうか。

本稿は、「人権と報道」をめぐる社会問題の構築過程に関する考察としては、予備的なものであり、構築主義による分析のための概念装置について深い議論ができていない。社会問題としての「匿名報道主義」のクレーム申し立て活動、及び、それへの対抗クレームの考察と合わせて、今後の課題としたい。

---

#### 注

- 1) 構築主義の分裂に関する議論は、中河（1991, 1993）が詳細に紹介している。
- 2) 構築主義アプローチについては、まだ議論に終結がついたわけではなく、筆者自身、厳格派が他の方法より有効なのだ、と言い切れているわけではない。社会問題を定義するクレイマントの活動や言説を追う中で、研究者の分析には「存在論的なごまかし」（Woolger and Pawluch, 1985）と呼ばれる、研究者自身による「問題」設定があることは否めない。しかし、とにかく経験的研究の積み重ねの中から、建設的な議論を行いたいと筆者は考える。
- 3) この「案内」は『資料集——人権と犯罪報道』（1986）83頁に掲載され、その後、会主催のシンポジウムのチラシにも刷られている。
- 4) その後、仙台（1985）、関西（1986）、東海（1986）にも、報道問題を考える会が結成され、それらの会は互いにニューズレター交換や情報の交換をはかっている。
- 5) もちろん、すべての「報道による人権侵害」が「報道被害」と言い換えられたのではなく、「報道被害」という語が「人権侵害」「報道による影響」に加わったのである。東京新聞（1989年10月28日朝刊）では「“報道被害者”の問うもの」という見出しの記事が掲載された。1991年には『報道被害——11人の告発』（創出版）が刊行され、犯罪報道に限らず、週刊誌、新聞、写真週刊誌等でプライバシー侵害を被った「報道被害者」たちが「被害」を訴えた。「報道被害」は犯罪報道を越え、あらゆる分野の報道においても使用されるに至った。
- 6) 「匿名報道主義」の主張に対し、それに反対する立場、あるいは「匿名報道主義」が批判の対象としている報道実践を擁護する立場から、「匿名報道」への対

抗クレームが出されている。「匿名報道」への対抗クレームは、1984年、浅野の『犯罪報道の犯罪』刊行時から、報道機関内部で起きていると、浅野は言う(1985)。記者個人の発言や、記録されていない発言、「社外秘」となっている発言は、社会問題の構築の過程にとって無視できない要素である。しかし、ここでは、いわば公的なアリーナ (Hilgartner and Bosk, 1988) に登場し、だれでもが入手可能な形で残っているクレームを取り上げる。個人的な会話や、記録されない発言であっても、それがクレームとして何らかの形で生き延びなければ、その視覚からの「問題」の構築または脱構築は成功しない。そこで、ここでは、誰もが入手可能な、公的なアリーナ、すなわち刊行された資料を中心に、クレーム、対抗クレームの応酬を「匿名報道主義」派对「実名報道」派の言説から考察している。

- 7) 朝日新聞労働組合本部新聞研究委員会編『新研かわら版』101号における植竹伸太郎氏の記事において書かれたもの。しかし、同記事において植竹氏自身は被報道者本人及び家族に対する「制裁を加える権利が、我々新聞記者にはあるのか」と問いかけた。
- 8) 『朝日ジャーナル』(1984年12月7日号)誌上の討論会(青木彰、浅野健一、柴田鉄治)「“被疑者=匿名”の原則は是か非か」における柴田鉄治朝日新聞東京本社社会部長(当時)の発言、『資料集——人権と犯罪報道』(1986)所収、172頁。及び、富森叡児(朝日新聞東京本社編集局長<当時>),「実名犯罪報道の是非を問う——一千文字アンケート」『創』(1984年11月号),同『資料集——人権と犯罪報道』所収、311頁。
- 9) 水上健也(読売新聞編集局長<当時>),「実名犯罪報道の是非を問う——一千文字アンケート」『創』(1984年11月号),『資料集——人権と犯罪報道』(1986)所収、311頁。
- 10) 逮捕時点での報道を妥当化する根拠として「被逮捕者の起訴率・有罪率の高さ」をあげる記述は、「実名犯罪報道の是非を問う——一千文字アンケート」『創』(1984年11月号)における朝日新聞、サンケイ新聞からの回答、浅野(1987)が引用する朝日新聞柴田記者の記述など、数多くの資料に見いだせる。
- 11) 本稿は、80年代中頃から後半にかけての対抗クレームを中心に論じているため、新たな「匿名報道拡大」への危惧について論じる余裕はない。
- 12) イバラとキツセ(1993)が論じる「市民的レトリック」が「上品」であるというように、浅野(1984, 1985)は報道にはディーセンシー(品格, 上品さ)

が必要であると繰り返し述べる。「匿名報道主義」のクレームにおけるレトリックは、この「市民的」なるものは何かを訴え、それによって形成されていると考えられる。

- 13) 「人権と報道・連絡会」主催シンポジウム（1993年6月12日）において配布された資料では、警察の匿名発表が少年や精神障害者による事件であるためであることを調査から引き出している。この具体的な内容は、次の機会に論じたい。

## 引用文献

- 赤川学 1986 「社会問題としての売買春：社会科学の言語論的転回をふまえて」『信州大学人文学部人文科学論集〈人間情報学科編〉』第30号，65-84頁。
- 浅野健一 1984 『犯罪報道の犯罪』学陽書房。
- 1985 『犯罪報道は変えられる』日本評論社。
- 1987 『犯罪報道と警察』三一書房。
- 井上安正 1984 「匿名報道主義への疑問」『新聞研究』400号，（日本新聞協会）＝1986『資料集——人権と犯罪報道』（法学セミナー増刊）日本評論社所収，220-222頁。
- 植竹伸太郎 1985 「犯罪報道を考える——第一線からの報告4」『新研かわら版』（朝日新聞労働組合本部新聞研究委員会）101号，1-5頁。
- 高羽国広 1989 「“報道被害者”の問うもの」東京新聞，10月2日朝刊，2頁。
- 清水建宇 1984 「匿名報道は事件の意味を失わせる」『新研かわら版』（朝日新聞労働組合本部新聞研究委員会）91号＝1986『資料集——人権と犯罪報道』（法学セミナー増刊）日本評論社所収，202-203頁。
- 中河伸俊 1991 「クレーム申し立ての社会学——構築主義の社会問題論の構成と展開(2)」『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』23巻2号，49-79頁。
- 1993 「社会問題のゲームと研究者のゲーム——『社会問題』と『逸脱』へのコンストラクショニスト・アプローチの諸課題」『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』25巻2号，57-81頁。
- 1995 「“天皇表現”をめぐる三者関係型過程——“T県立近代美術館問題”の構築主義的考察」『富山大学人文学部紀要』23号，33-58頁。
- 報道基準研究会 1988 「検証 被疑者顔写真・連行写真」『人権と報道を考える』（法学セミナー増刊総合特集シリーズ39）日本評論社，126-138頁。

- 山際永三 1988 「報道被害者の立場に立つ市民運動——情報化時代の報道のあり方を問う」『自由と正義』（日本弁護士連合会編）第39巻第9号，56-58頁。
- 山崎征二 1985 「事件報道と一線記者の立場——人権問題を中心に」『新聞研究』403号，45-48頁。
- 山口正紀 1986 「市民のための新聞作りに向けて——匿名報道主義における顕名基準試論」『資料集——人権と犯罪報道』日本評論社，31-37頁。
- 1990 「ニュース価値判断基準の検証——市民のための新聞作りⅢ」『犯罪報道の現在』（法学セミナー増刊総合特集シリーズ45）日本評論社，94-115頁。
- 日本弁護士連合会編 1976 『人権と報道』日本評論社。
- 関東弁護士会連合会 1980 『報道と人権』（シンポジウム「報道と人権——報道の自由と人権保障の調和を求めて」資料）。
- 朝日新聞東京本社朝刊 1986年3月27日「犯罪報道／“実名主義は必要”マスコミ倫理想も論議」。
- Hilgartner, S. and C. L. Bosk, 1988, “The Rise and Fall of Social Problems: A Public Arena Model”, *American Journal of Sociology*, 94, pp. 53-78.
- Ibara, P. R. and J. I. Kitsuse, 1993, “Vernacular Constituents of Moral Discourse: An Interactionist Proposal for the Study of Social Problems.” pp. 25-58 in *Reconsidering Social Constructionism: Debates in Social Problems Theory*, edited by Holstein, J. A. and G. Miller, New York, Aldine de Gruyter.
- Kitsuse, J. I. and M. Spector, 1977, *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA, Cumming Publishing Company (村上直之, 中河伸俊, 鮎川潤, 森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論を越えて』マルジュ社, 1990年)。
- Woolgar, S. and D. Pawluch, 1985, “Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problems Explanations”, *Social Problems*, Vol. 32 No. 3, pp. 214-227.